

警察署協議会議事概要

協議会名	神奈川県横須賀警察署協議会
日時	令和8年2月19日（木）午後1時30分から午後3時までの間
場所	神奈川県横須賀警察署
出席者	<p>1 警察署協議会側 会長 小澤長幸、副会長 鶴飼進、安藤正和、内藤弘美、芳賀芳江、伊藤香、梅村達也、小澤光男、北川貴章、寺田早苗、中村昌世、風呂本将憲、星雅博、正木道雄 計14人</p> <p>2 警察署側 署長 小林仁志、副署長 小野里裕、会計担当次長 武田幸子、生活安全刑事担当次長 竹内章雅、地域担当次長 大谷玲、警備担当次長 北村武志、調査官 森健一、留置管理課長 緑川武史、生活安全課長 泉水武、刑事第一課長 川崎洋平、刑事第二課長 関谷徹、交通課長 永澤幸司、 計12人</p>
議事要旨	業務推進結果・業務推進計画の報告
	令和7年10月から同年12月における警務課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課による業務推進結果及び令和8年1月から同年4月における業務推進計画について資料配布を行った。
	前回諮問「優秀な人材の確保について」の答申に対する推進状況
	<p>神奈川県警察では、近年受験者数が減少傾向にあることから、当署における勸奨活動を説明するとともに、『優秀な人材を確保』するため、各委員から「警察外部からの目線」で感じた意見を求めた。</p> <p>1 警察の進路に説明が無いように思う。 1年目は現場、その後はどうなってるか。3年目のビジョンが見えないことに不安を感じているのではないだろうか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察学校卒業後の専務研修についての説明 ・ 人事異動等に係る「自己申告制度」の説明 ・ 希望を叶えた職員の紹介 ・ 昇任試験、機動隊への入隊について ・ 採用活動時における各種警察業務の紹介 <p>2 給与が25万円くらいのものであるが、責任を伴う大変な仕事であるにも関わらず、手取りが20万円前後では魅力を感じないのではないか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県警察の給与については、民間企業の平均額よりも多く、都道府県警察において上位であることを説明した。 <p>3 横須賀市では業務にAIを活用している。 勤務員の業務負担を軽くして賃金を上げることはできないのか</p> <p>【回答】</p>

- ・ デジタル技術を導入し、警察活動の合理化・効率化を推進してきたところではあるが、将来にわたり高度な警察活動を展開できる警察を構築するため、神奈川県警察DX（デジタル・トランスフォーメーション）大綱方針を制定し、随時見直しを図りながら推進していることを説明した。
- 4 採用活動は来庁させるのではなく、学校へ出向く方が良いと思う。
 職場体験に来てくれるのは、その職種に興味を持っている人だけである。
 例えば、OBに特別講師を委託し、各学校でゼミをやらせるのはどうだろうか。
- 5 武道枠もあると思うが、その関係で学生たちにアピールをしてみてもどうだろうか。
- 6 警察には「怖い」とのイメージが根付いてしまっている。
 学校へ赴き、対話を増やし、警察のイメージを変えていく必要があるのではないか。
 （4，5，6については、一括りにして回答）

【回答】

- ・ 職場説明会等で学校を訪問した際には、警察車両展示や警察装備品の活用方法を体験させ、警察の仕事に興味を持ってもらい、楽しめる職場明会を心掛けている。
 実施後の生徒等からの感想では、親切に優しく教えてくれて警察の仕事に興味を持った。」などの感想が寄せられている。
- 7 横須賀警察署の「今後の取組」について
- ・ 横須賀管内の学校を訪問し、学校就職担当者と連携した広報活動（パンフレット配布、ポスター掲示）を強化する。
 - ・ 自衛隊・県警合同職場見学会の実施
 - ・ 各種SNSやラジオ放送を活用した広報活動の強化
 - ・ インターンシップ、職場説明会の実施
 - ・ 若手警察官による、母校訪問による勧奨活動の強化

改正道路交通法（自転車の取締りについて）の説明

- 令和8年4月から施行される改正道路交通法（自転車の取締りについて）の説明を実施した。
 自転車の交通違反は、交通反則通告制度（青切符）が適用される。
- (1) 交通反則通告制度（青切符）とは
 運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結される制度
- (2) 16歳以上が対象となり、運転免許の有無は関係ない。
 基本的には、自転車の交通違反を認知した際は、現場で指導警告を行うが、その違反が交通事故の原因となるなど、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であった場合は検挙する。
- (3) 青切符が始まる前に交通ルールを学習
 神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」の活用

協議会委員の意見と警察署の回答

- ・ 18条3項の「安全な距離を確保しなければならない。」とは、どの程度の距離を言うのか。
- ・ 「1メートル空けないといけない。」との意味ではない。
 追い抜く車の速度や自転車の速度によっても変わるため、個々の状況によって適切に判断していくことになります。

- ・ 取締りができるのは誰でしょうか。
警察官のみですか。若しくは駐車監視員のように誰かに依頼する形になるのか。
人員を増加させないと、せっかくの自転車の制度ができたのに意味がなくなってしまうのではないか。
身分証やマイナンバーを持って携帯していなければいけないのか。
- ・ 大前提として、青切符の適用は、違反している人を全て逮捕しようという主旨ではありません。
基本的には指導・警告を行うものです。
悪質な交通違反の取締り方法については、神奈川県警のルールに従います。

- ・ 長井小学校で自転車教室を行っているので、もう少し受講側の年齢を上げた方が良いと感じた。
小・中・高の合同で行うのは問題があるのか。
- ・ 合同で自転車教室を行うことができないわけではない。
中学生がいるのであれば、内容については工夫をします。
同じ場所であっても、分けて講習する等の対応ができるため、相談して欲しい。

- ・ 免許のルールが変わるだけで、これだけ皆様の関心が高くなる。
交通関連の相談は、交通課長へ行いましょう。
横須賀警察署では毎日講習をしているというようにしていただきたい。